

令和6年度沼津市移住促進インターネット広告配信業務委託に関する質問への回答

番号	質問事項	回答
1	仕様書4(2)に、「来年度以降の運用を見据え、業務の効果を検証し、今後の改善策の提案を行うこと。」と記載があるが、昨年度の業務実績のデータを活かすことでより効果的なご提案となるため企画提案書提出期日以前にご開示いただくことは可能か。	昨年度の実績等のデータについて、企画提案書提出期日以前に開示することはできません。
2	仕様書1業務目的において「インターネット広告を活用して、ぬまづ暮らしの魅力や本市が展開する移住相談会、本市が実施する移住関連施策等のPRを行うもの」とあるため、移住相談会の開催時期にあわせて広告出稿をする必要があると考えている。そのため移住相談会をいつ行うご予定か、企画提案書提出前にご教示いただくことは可能か。	本年度は毎月1回程度相談会を行う予定です。具体的な日程については開示することはできません。
3	広告出稿にあたり動画など素材のご提供は可能か。	市公式ホームページや市公式YouTubeに掲載されてる動画であれば提供は可能です。しかし、元データや白データ等がないものもありますので、個別具体的なものについては広告制作時等に再度お問い合わせください。
4	<p>実施要領&gt; 2 契約の概要&gt; (4) 契約金額 提案限度額 1,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）とありますが、こちらは以下の3点を全て含む認識で問題ないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各プラットフォームへの広告費の支払い</li> <li>・広告運用に関する工数の費用</li> <li>・バナー作成に関する工数の費用</li> </ul>	お見込みのとおりです。